## 契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
千里高等学校	1 公開見積合せの不調後に行った下記の契約について、契約書の作成が必要であったにもかかわらず、請書を受領し、契約書の作成を省略していた。  契約名称 契約金額  パソコンの購入 1,599,510円  2 契約を締結する場合、契約保証金を徴収することが原則であり、大阪府財務規則第68条各号のいずれかに該当する場合には免除することができるが、契約保証金の徴収も契約保証金免除の手続も、いずれも行われていなかった。	に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】 (契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を 記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的 により該当のない事項については、この限りでない。 一から十三まで(以下略) (契約書の省略) 第65条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該 当するときは、契約書の作成を省略することができる。	検出事項について、原因は契約書の 作成及び契約保証金の取扱いの確認 を怠ったことにある。 再発防止に向けて、事務室内で、大 阪府財務規則とその運用の内容について周知するとともに、契約の取扱いについて複数人で確認 することとし、チェック体制の強化を 図った。 今後は、大阪府財務規則及びその運 用に基づき、適正な事務処理を行う。

	(4) あらかじめ価格が定まっている物品、会場等の購入又は賃借並びに鑑定、評価等の役務の提供の契約を締結しようとするとき。 (5) 第78条関係第3項に規定する公開見積合せの結果に基づき、物品の購入の契約を締結しようとするとき。	
--	---	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年5月31日)